

## ヘック・法解釈と利益法学（一）

法学理論研究会・訳

<https://doi.org/10.15017/1710>

---

出版情報：法政研究. 42 (4), pp.74-103, 1976-03-01. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 資料

## ヘック・法解釈と利益法学（一）

## 法学理論研究会・訳

はじめに

われわれの研究会が、エールリッヒの「法社会学の基礎づけ」をとり上げて発足したのは、もう十数年も前のことになる。その後、一時中断したが、現在も、エールリッヒの「法的論理」を読みながら行なわれている。このたび法政研究に連載することになったヘックは、昭和四八年から四九年にかけて、すでに訳了したものである。まずは会員の研究上の便宜のため、ひいてはこの文献のもつ法解釈方法論上の価値のゆえに、誌面に余裕ある限り、継続して掲載することとなった。参加者はつぎの通りであった。

相本 宏（佐賀大・民法）、川上宏二郎（西南大・行政法）、河野正憲（北九州大・民訴）、中森 宏（西南大・民訴）、西山雅明（西南大・刑法）、原島重義（九大・民法）、吉村徳重（九大・民訴）。

テキストは、Philipp Heck, Gesetzesauslegung und Interessenjurisprudenz, Archiv für die civilistische Praxis, Bd. 112, 1914, S. 1~318. である。

翻訳は、研究会での討議を参照したことはもちろんであるが、分担者各自の責任において原稿を提出することにした。したがって訳語に多少の不統一をまぬかれないが、この訳文をもとに、さらに今後の研究会で統一をはかることにしたい。

訳文では、各小節（1、2、3……）の小見出しとして、括弧つきで、原文末尾にある内容目次の中から、それぞれに該当する、ヘック自身の手になる標題を掲げることにした。

原註は、かなり多数にのぼる。原文では、各頁の下欄にあるが、この訳文では、各小節の終りに、まとめて訳出した。引用文献は、検索の便を考えて、原文をそのまま掲げ、あえて訳をつけなかった。

原文の頁数を、訳文の欄外に、下または上に示すことにした。

冒頭に、前述の小見出しを除外して、原文末尾の内容目次をかかげておく。

なお、この翻訳については、J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) 社から、一九七六年一月二七日付けで、許可を得たことを、付記しておく。

原島 重義  
吉村 徳重

△内容目次▽

- I 問題と態度決定 § 1
- II 裁判官の事件判断 § 2
- III 解釈の諸形式
  - A 主観的意味 § 3
  - B 客観的意味 § 4
  - C 命令の解釈 § 5
- IV 法規の解釈
  - A 歴史的利益探求 § 6
  - B 客観説 § 7
  - C 概念法学的論議 § 8
  - D 対立利益 § 9
- V 歴史的解釈とその補完
  - A 法獲得の優先 § 10
  - B 法規資料 § 11
  - C 法規文言 § 12
  - D 言語的表現の要件 § 13
  - E 欠缺領域 § 14
  - F 命令の訂正 § 15
  - G 欠缺補充 § 16
- VI 客観的解釈の個別的理論
  - A 法律的把握 § 17
  - B 素人の把握 § 18

- C コーラーの社会学的解釈 § 19
- D ヴュステンデルファーの社会学的解釈 § 20
- VII 法令と利益法学 § 21

### 法解釈と利益法学

#### I 問題と態度決定 § 1

1 (課題) 以下の論述は、法規解釈についての二、三の基本的問題、特に歴史的解釈と客観的解釈との対立を、利益法学<sup>(1)</sup>の方法に従って研究しようとするものである。

2 ここ十年、法学に広範囲の方法論的研究がもたらされ、高度の方法論的見解が促進された。間違った概念法学とその倒置方法<sup>(3)</sup> (Inversionsmethode) — それは民法典の施行前にはほとんど批判されることなく、広範囲に広まっていた<sup>(4)</sup> — は、今日ではほとんどその擁護者をもたない。改革運動の共通の基本的考え方 — 裁判官のためにより自由な地位を要求すること — は、ますます広範囲の賛同を得ている<sup>(5)</sup>。しかし、方法論的仕事のほんの一部分だけが、すでになされたにすぎない。というのは、我々の法学の基本的な改革が問題なのだからである。古い方法は、これまで深い影響を与えてきたし、今日でもなお固執されている見解を広範囲にもたらしてきた。他方、改革運

動は、正しい道を進み新しい誤りに陥らないために、方法的自覚を必要としている。この課題は、もはや、法の適用は「技術」(Kunst)であり、それ故学問的な研究にはなじまない、

という古い公式によって、拒絶することはできない。方法的静寂主義(Quietismus)は、概念法学の支配下において、判例と法学に悪い結果をもたらした。我々は一つの方法論を必要としているのであるが、我々は、根本的な熟慮の努力と、また対立する見解との誠実な対決を恐れない場合にのみ、そのような方法論を得ることができよう。法規解釈の問題は、今日、方法論の中心点になっており、二つの方向において討論への刺激を与えている。客観的解釈(objektive Deutung)という流布された理論は、まったく圧倒的に概念法学的思考活動から生じているのであるが、<sup>(6)</sup>改革運動の支持者の一部は、まさに、この学説につながることによって、支持し得ない危険な基本命題へと誘惑されてしまった。<sup>(7)</sup>

法規解釈の一般的に承認された学説は、今日存在しない。指導的考え方においても、すでに、人が歴史的解釈と客観的解釈として区別する二つの見解グループが対立している。この対立は決して新しいものではないが、今日において特に顕著である。

(1) 法的改革運動のこの学派については、私の学長就任演説——Das Problem der Rechtsgewinnung Tübingen

1912 (Rechtsgewinnung) として引用する) ——を参照。

(2) 「Rechtsgewinnung」の補遺上の文献目録参照。加うるに、一九一一年には、E. Kaufmann, Das Wesen des Völkerrechts und die clausula rebus sic stantibus. 新刊の中からは次のものが挙げられる。

一九一二年には、Danz, Einführung in die Rechtsprechung. — Richterrecht. E. Fuchs, Juristischer Kulturkampf. K. Gareis, Moderne Bewegungen in der Wissenschaft des deutschen Privatrechts, Rektoratsrede. Henle, Treu und Glauben im Rechtsverkehr. L. Heerwagen, Die Pflichten als Grundlage des Rechts. E. Jung, Das Problem des natürlichen Rechts. Fr. Klein, Die psychischen Quellen des Rechtsgehorsams und der Rechtsgeltung. M. Reichert, Die deutschen Gerichte der Zukunft. C. Schmitt, Gesetz und Urteil. M. Rumpf, Der Strafrichter. I. Teil. Sternberg, Allgemeine Rechtslehre (Sammlg. Göschen) I, 2. Auflage. W. Trenk, Urteile mit rechtsschöpferischer Kraft. Wehli, Beiträge zur Analyse der Urteilsfindung in Festschrift f. Wach I S. 429ff.

一九一三年には、A. Egger, Schweizerische Re-

- chtssprechung und Rechtswissenschaft, Rektoratsrede. *Jellinek*, W., Gesetz, Gesetzanwendung und Zweckmässigkeitserwägung. *R. v. Lamm*, Zum Problem des freien Ermessens in Festschrift f. Zitelmann S. 4ff. *Müller-Erzbach*, Die Relativität der Rechtsbegriffe und ihre Begrenzung durch den Zweck des Gesetzes in Jherings Jahrb. Bd. 61. *R. Pattai*, Der Kampf um die Rechtswissenschaft und die Freirechtbewegung. *Peretiatkowitz*, Methodenstreit in der Rechtswissenschaft in Grünhuts Zeitschr. 39, S. 555ff. *A. Reinach*, Die apriorischen Grundlagen des bürgerlichen Rechts. *M. Rumpf*, Strafrichter. II.—Das Ideal des volkstümlichen Rechts. *L. Spiegel*, Gesetz und Recht. *Wüstendörfer*, Die deutsche Rechtswissenschaft am Wendepunkt. Arch. Ziv. Prax. 110, S. 219ff.
- 一九一四年に於て *L. Bendix*, Das Problem der Rechtssicherheit. *E. Ehrlich*, Grundlegung der Soziologie des Rechts. *F. A. Müller-Eisert*, Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung. *P. Oertmann*, Rechtsordnung u. Verkehrssitte. *A. Wielkowsky*, Die Neukantianer in der Rechtsphilosophie.
- (3) Rechtsgewinnung S. 13ff. 参照。

- (4) *Reinach* の本（一九一三年）も、倒置方法の擁護は含んでおらず、法的思考の一定の觀念形式がすべての法として不可欠であるということを証明するための試みを含むだけである。*Kelsen* の仕事—Hauptprobleme der Staatsrechtslehre 1911—も実用法学には属してない。註(46)を参照。
- (5) 第三回ドイツ裁判官大会によつて *Rumpf* のテーゼがほとんど全員一致で採択されたこと——*Deutsche Richterzeitung* V. S. 812—を参照。
- (6) 88 の「意思論拠」(Willensargument) と「形式論拠」(Formargument) を参照。
- (7) 81 から 82 の素人の理解理論 (die Theorie der Laienauffassung) と社会学的解釈 (die soziologischen Deutungen) を参照。
- (8) この論考の意味における「歴史的」といふ言葉には、自明のこととして、時の経過の長さ (Länge des Zeitablaufs) についてのいかなる指示も含まれない。あるゆる表示は、それが現象世界に現われた瞬間に「歴史的」解釈に親しみやすいものになるからである。
- 2 (歴史的解釈) 歴史的解釈の主張者は、法規の文言に表現されているであろう思想を探究することを、解釈者の任務

として指摘する。法律家は、古い公式も言っているように、「立法者の歴史的に実在した意思」を探究すべきである。その任務は、その基本的性質において、歴史家や言語学者が文献の解釈において立ち向う任務と一致している。この学説は、普通法の時代までは通説だった。それは、今日でもなお、非常に確実な支持者をもっている。<sup>(9)</sup>特に、私はビアリンク(Bierling)がこの学説のために行なった詳細な洞察力ある詳論を称揚したい。しかし、同様に最初から次のことが強調されなければならない。すなわち、歴史的法規内容の認識と顧慮の義務は、決して、裁判官を歴史的に確定された命令の実施に限定することと同意義ではない、ということである。この学派のより新しい主張者の場合には、歴史的解釈は裁判官の任務の第一の部分としてのみ妥当しているにすぎず、意味がなくなった補充が裁判官の任務の第二の部分として妥当するのである。<sup>(11)</sup>

- (8) *Geny, Methode d'interprétation* 1899, S. 223ff. N. 97ff. *Enneccerus Lehrbuch I*, §§ 48ff. (eingehend).  
*W. Jellinek* (註(2)一九一三年) S. 170ff. *Jung* (註(2)一九一二年) S. 213. *M. Rümelin*, Das neue schweizerische Zivilgesetzbuch, 1908, S. 37. *Regelsberger*, Gesetz und Rechtsanwendung, Jher. Jahrb. 58, S. 146ff. *Stäffel*, Deutsche Richterzeitung 1911, S. 137. *Stammeler*, Theorie der Rechts-

wissenschaft, S. 614ff. Rechtsgewinnung S. 38 も

参照。

- (10) *Juristische Prinzipienlehre* 4, 1911, S. 230, 256—299.

- (11) *Geny* は、正しく客観説に対する論争においてこのことを強調している。——a. a. O. S. 232. *Enneccerus* は、その区別のために、以前に主張した総括を放棄した。*Bierling* も、欠缺補充の付加を強調する。4. *M. Jellinek a. a. O. S. 167ff.*

3 (客観的解釈) 客観的解釈の主張者は、法解釈は、立法をした人々の主観的観念ではなくて「法規の客観的意味」を、あるいは慣用語で言えば、「立法者の意思」ではなくて「法規の意思」を探究すべきである、とする点では一致している。<sup>5</sup>

客観的解釈もまたすでに長い歴史をもっている。古い主張者からは「ティボー」(Thibaut)<sup>(12)</sup>、シャフラート(Schaffrath)<sup>(13)</sup>、テール(Thöl)<sup>(14)</sup>——彼の場合には、この理論は確かにただ弱い形式で主張されている——が挙げられる。この学説は、三人の有名な学者、すなわち、ビンディング(Binding)<sup>(15)</sup>、ワッハ(Wach)<sup>(16)</sup>、コーラー(Kohler)<sup>(17)</sup> がほとんど同時に互いに無関係に、歴史的解釈に反対して現われたとき、より重要な意義をもつことになった。以来、客観的解釈は恒常的に支持を拡張して

いる。ここ数年、この学説は、三人の有名な著者によって研究論文で支持されている。<sup>(18)</sup> 実際、法規の客観的意味が決定的であるという共通の公式は、今日では完全に通説と呼ばれうる。<sup>(19)</sup> しかし、ただその公式だけがである。というのは、客観的解釈のグループは、非常にさまざまな、その理由付けにおいてもその実際の結果においても非常に相異なる考え方を含んでいるからである。偶然に、ある特別な術語が問題となったにすぎない。法解釈の歴史的解釈に対する対立は、法の創造(Rechtsfortbildung)を「解釈」という概念に含めることによってもたらされた。歴史的解釈という補助手段をさまざまな程度において排斥するということが、まったく圧倒的に見出される。しばしば、それは立法資料(Materialien)の行き過ぎた利用に対する理論的抗議に限定されている。他の著者の場合には、言語上の要素、法規の用語の意義が強調されている。しかし、歴史的内容の排斥も行き過ぎうるし、そのことによって裁判官の(法)創造のため<sup>7</sup>の特別な活動の余地を与えうる。個々の古い主張者は、この活動の余地を、倒置方法で概念体系を形成することによって、すなわち「体系的解釈」によって法命題(Rechtssätze)を獲得するために利用した。改革運動の主張者達は、同じ活動の余地を、素人の理解あるいは現在の必要と法規との調整達成のために利用する。裁判官は用語の多くの可能な意味から、立法部(Gesetzgebenden Faktoren)の意思を考慮することなく、最もよい結果を生ずることになるものを選ぶ(auswählen)

ことができる、という学説が最も極端な場合である。人は、この変種を、その主張者達によってしばしば用いられるスローガンに従って、「社会学的解釈」(soziologische Deutung)と呼ぶことができる。<sup>(20)</sup>

歴史的解釈に対する論駁が非常に活発に行なわれており、客観的解釈の非常に多くの主張者達が、反対説の完全な敗北を確信しているとしても、<sup>(21)</sup>客観的解釈についての統一的な、一般的<sup>8</sup>に支配的な理論について語ることはできない。特に、判例は、たとえ客観説の影響が用語の過大評価において現われているとしても、基本的には歴史的解釈を堅持している。<sup>(22)</sup>

(12) Theorie der logischen Auslegung des römischen Rechts, 1799ff., § 9. *Thibaut* は、国民はただ公布されたものにのみ義務を負うという理由で、歴史的資料の利用を斥けた。

(13) Theorie der Auslegung konstitutioneller Gesetze, 1842. この著書は、それに与えられている名声に値しない。その基礎付けは、主に概念法学的(形式理論)であるし、その成果は、言語崇拜(Wortkultus)である。*Schaffrath* は、たとえば法規の類推を、法規がそれを命じている場合にのみ許される「変則」(Abnormität)と考えている。

(14) Einleitung in das deutsche Privatrecht § 55ff. (*Emmecerus* は、私とは異なる分類をしている)が、

一五〇頁の有名な命題を参照。

- (15) *Binding*, *Handbuch des Strafrechts* (1888), I, § 95ff. 「法規は、理性的に解釈する民族精神がそれから引き出すところのものを考え、意欲している」(四五六頁以下参照)。
- (16) *Wach*, *Handbuch des Zivilprozesses* (1885), I, § 20ff. 「解釈」は「立法者が実際にその命題と結びつけた意味を明らかにすることではなくて、法規に内在的な意味を明らかにすることである」(二五八頁参照)。
- (17) *Kohler*, „Ueber die Interpretation von Gesetzen“ in *Grünhuts Zeitschr.* XIII, S. 1ff. (1886). (立法者が意欲したところのものを決定するのが解釈の任務である) とする「通説」(die gewöhnliche Lehre) は「誤りである。法規の起草者が意欲したことでなく、法規が意欲してゐることが、決定的である。」
- (18) *Carl Schmitt*, *Gesetz und Urteil*, 1911. *Danz*, „Richterrecht“ und „Einführung“, 1912. *Wüstenhöfer*, a. a. O. 110, S. 219—378 (1913).
- (19) 主張者としては、更に次の人々が挙げられる。C. A. *Reuter* *sköld*, „Ueber Rechtsauslegung“ 1899 (mit Dogmengeschichte) *Kraus*, *Die leitenden Grundsätze der Gesetzesinterpretation in Grünhuts Zeitschr.* Bd. 32, S. 616, 1904. *Schlossmann*, *Der Irrtum über die wesentlichen Eigenschaften der Person und Sache nach dem BGB.* S. 33 (1904). *M. Rumpf*, *Gesetz und Richter. Versuch einer Methodik der Rechtsanwendung*, 1906. *L. Brütt*, *Die Kunst der Rechtsanwendung*, 1907. *Gmür*, *Die Anwendung des Rechts nach Art. 1 des schweizerischen Zivilgesetzbuchs*, 1907. *Saxl*, *Materialien und Gesetz*, 1907. *Helwig*, *Lehrbuch des Zivilprozesses* II, § 93 und passim. System § 5. *Lukas*, *Zur Lehre vom Willen des Gesetzgebers* (Festgabe für Laband), 1908. *Radbruch*, *Einführung* (1910). *Stampe*, *Die Freirechtbewegung*. 1911, S. 11, 27—30. *Sternberg*, *Allgemeine Rechtslehre*, I. *Methodenlehre*, 1912 (deutlicher 1. Auflage 1904). *Spiegel*, *Gesetz und Recht*, 1913, S. 57ff. *Kohler*, *Archiv für bürgerliches Recht*, Bd. 38 S. 49ff. 客観的解釈の原則的承認は、一般的叙述や教科書や註釈書でも支配的である。Hölder や *Kosak* (以下の§18参照) の場合、最も顕著である。Kohler は、客観的解釈に固執しただけでなく、「社会学的解釈」という極端な理論にまで進んだ(以下の§15参照)。
- (20) 以下の§19、§20の社会学的解釈の理論を参照。社会



学的解釈は、それが目的を達した事案においては、驚くべき結果を生むであろう。それが実際に実行されることへの萌芽は、女権拡張運動の領域に現われている。すでに、二、三年前に、「婦人」という雑誌において、婦人の参政権（das politische Stimmrecht）を法規の変更なしに新しい解釈方法で獲得する可能性が言及された。そして、先日、新聞ニュースによれば、ミューンヘンのある団体が、法規はなんら妨害にならないとして、婦人を陪審員名簿に加えるよう提案した。以下の § 12 N. 6 参照。

- (21) 例えば、Saxl, Materialien und Gesetze, S. 38. Danz, Richterrecht (1912) S. 181 参照。Wüstendorfer のその用語（歴史的解釈という）は「規範内容についての指針としての役割を久しく以前から終えてしまっている」と考えている (a. a. O. S. 333)。Carl Schmitt は、「立法者」を「幽霊」(Gespenst) と呼び、「法規の意思」という公式に対しては、人は立法者からは自由になったが、「意思」、すなわちより困難な幽霊は残ったままだった、と述べている (a. a. O. S. 30)。(22) 以下の § 13 参照。

4 (私見) この論争問題を利益法学の原則に従って再度研究することは、ビアーリンクの詳論の後でも、私には望まし

いように思われる。というのは、ビアーリンクは改革運動からは遠く離れているので、改革運動の原則からの論述は、やはり問題を明らかにし、互いの意思疎通を容易にするためにも適当だと思われるからである。<sup>(23)</sup>

我々の研究は、生活利益にもっともよく合致している法規解釈の形式は、歴史的な利益探究 (historische Interessenforschung) として表現される、という結論になるであろう。この解釈は歴史的解釈である。我々は歴史的解釈を堅持しなければならぬ。しかし、この歴史的解釈は決して純粹に主観的なものではない。それは、立法過程に現われた人間の観念を探求する。しかし、それは、この観念を越えて、法規の原因となった利益 (kausalen Interessen) を尋ねる。そして、それは、裁判官の法獲得 (Rechtsgewinnung) を排除せず、裁判官の(法)創造を要求する。もし人が法獲得の全体行為を解釈として要約しようとするならば、人はこの行為を歴史的、目的論的 (historisch-teleologische) 解釈と呼ぶなければならないだろう。「立法者の意思」という古い公式は、現実の内容をもっている。しかし、意思概念は決して心理学的概念ではなくて、規範的、利益概念 (Interessenbegriff) である。「立法者」は決して幻影ではなく、原因利益についての要約的名称である。<sup>9</sup> 法規の客観的意味 (objektiven Sinne) についての学説は、そのあらゆる理由付けにもかかわらず、また、そのあらゆる変種に関しても、拒否されるべきである。

このことは、歴史的解釈を実際には認め、ただ法の創造だけを、新しい統一、すなわち客観的意味の探究へと結合させようとする、最も温和な形体についても妥当する。というのは、このような結合は、結合しているが、しかし論理的には異なっている問題の正しい解決を妨げるからである。「客観的意味」によって歴史的認識が妨げられれば妨げられるほど、それだけ一層拒絶も決定的とならざるを得ない。それ故、最近改革運動の共同者によって示されている「社会的解釈」は特に拒絶される。

前述した見解の実際の意義は、それが、原因利益と立法者の見解を、なかならず二つの方向で無効化すること——言語上の誤った理解によって無効化することと、裁判官の主観的評価によって無効化すること——に対して保護する、ということにある。その際、裁判官の命令形成の活動余地は、古い学説の意味で制限されることはないのである。

この主旨は、先ずは、我々のドイツ民法、形式的法規<sup>(24)</sup> (formelle Gesetz)、裁判官の行為に関して証明されるべきである。たとえその射程距離は三つの方向のすべてで、さらに先へ及ぶ<sup>(25)</sup>としても、法律行為の解釈<sup>(26)</sup> (Gesetzesauslegung)と法規の錯誤<sup>(27)</sup> (Gesetzesirrtums)とS. 117のわがの問題(Seitenproblem)は含まない。

定である。Arch. Ziv. Prax. 112. 「Gutachten」として引用する。

(24) 慣習法と裁判慣行 (Gerichtsgebrauch) には立ち入らない。

(25) 特に、学問的解釈と裁判外の法適用は、裁判官の事案判決について妥当するのと同様の規範に従わなければならない。

(26) Bierling は、解釈の際に現われる観点の差異というものを見あやまっていないのに、法規と命令を「法律行為」という一般的概念の下に位置付けている。我々の問題にとっては、その差異は非常に大きいので、区別することが望ましい。§ 8 の註 (121) 参照。

(27) 法律の錯誤は害する (error juris nocet) という古い教義は、以前、客観的解釈に有利に法規解釈の原則に影響を与えた。その教義は、私法の領域では消滅している。それ故、今日では、二つの問題を区別して取り扱うことは、可能であるし、その内的差異の故に必要である。§ 8 N. 2 参照。その教義を刑法に關しても除去しようと努めた第三回ドイツ裁判官大会の決議に私は賛成である。

(23) 私に直接的な動機を与えたのは、ヴェルテンベルクでの解剖材料供給 (Anatomieversorgung) に関する鑑

10 5 (研究のプラン) 民法典は、法規解釈の原則を確定せず、その発見を法の展開に任せた。我々は、目前に立法の白紙

委任をもっている。我々は、この空白を、先に主張した基本的見解に従い、考へうる手続形式に注目し、この手続形式について利益効果（Interessenwirkung）と生活価値（Lebenswert）の有無を吟味することにより、埋めなければならぬ。

個別的な研究の場合には、法規解釈という複雑な思考操作を、我々が他の機会や特に日常において行なうような単純な過程に還元するといふことが、できるだけ試みられなければならない<sup>(27)</sup>。そのような還元と比較は、自覚を促すのに適切であるし、特定のふるまい方（Verhaltensmethoden）の有益性についての日常生活の無数の経験を、争われている問題のために利用することを可能にする。

法規の解釈は、裁判官の事案判決の思考過程において奉仕している部分行為であり、この全体行為の目的と条件に依存している。それ故、利益法学の原則による裁判官の事案判決の評価が研究の出発点をなす（§ 2）。すべての読者についてこの方法論的方針の認識を前提とすることはできないので、この論述はいくぶん詳細に行なわれるであろう。この基礎の上に、日常の類推（Alltagsanalogien）についての概観（§§ 3—5）と法規解釈の問題についての原則的立場決定（§§ 5—9）が続く。それ以後の章は互いに対立している見解グループの個別的な問題に関係することにならう（§§ 10—20）。

(27—α) S. Schein についての過程を提示しては、Unsere

Rechtsphilosophie und Jurisprudenz 1889.

(相本)

## II 裁判官の事件判断 § 2

1 (終局目標) 判決、およびとくに裁判官の事件判断の終局目標は、生活の要求、法共同体内の願望、および物質的ならびに精神的な願望傾向を、充足することである。この願望および願望傾向をわれわれは利益とよぶ。そして利益法学の特色は、それがこの終局目標を、個々の操作においても、また、いかなる概念構成においても、眼中に置くよう務める、という点にある。裁判官の事件判断に関する方法論は、その下において終局目標への最大限の接近が可能であるような諸条件を指示すべきである。この方法論は当然のこととして、裁判官の事件判断の論理（die Logik）とよばれる。さいきんの研究が論理を<sup>(28)</sup> 押えつけることを以て改革運動のしるしとするのは、誤っている。しかしながら、もちろん区別を必要とする。裁判官活動の論理は、認識的思惟の論理に属するのではなく、情緒的（emotional）思惟に属する<sup>(29)</sup>。論理的理想は、真理ではなくて、思惟結果の生活価値または利益価値である。日常もまたわれわれに、まかされた利益を注意するようふんだんに教えるし、この<sup>12</sup> 課題のために格率を上げている。われわれももちろん、それを尊重する限りにおいて、この格率を、日常生活の論理とい

う無色の表現でもって要約するのである。

(28) *Wistendorfer*, a. a. O. S. 223.

(29) この区別につき参照 *H. Maier*, *Die Psychologie des emotionalen Denkens*, 1906 S. 1ff.

2 (特殊の妥当性と一般の妥当性の区別) 裁判官判断の生活価値、すなわち、生活要求へのその適応が、実質的妥当性 (*sachliche Angemessenheit*) とよばれる。この要求にはしかし、裁判官判断の二重の働きに対応して、二種類ある。裁判官の判断は個別事件を解決し、具体的な関係諸利益に特殊な影響を及ぼす。しかしながらその判断は知らされ、他の事件における態度の動機として、多数にわたる利益形成の土台として、役立つ。裁判官判断は、しぜんとくに上級裁判所の判決に、わが国ではなにかんづく大審院 (RG) に帰せられるところの、一般的効果をもつ。具体的 (*konkrete*) 妥当性と一般的 (*generelle*) 妥当性の要求は、矛盾することがありうる。特殊の効果の妥当性は、例えば方式問題においては、一般的效果の顧慮に優先される。一般的妥当性の主たる要素は、法的安全 (*Rechtssicherheit*) の要請によって、一様で、確実性をもって予見できる判断に対する要求によって与えられる。

3 (生活理想の分岐) ある利益限定の妥当性に関する判

断は、法共同体構成員の内部でひょうにわかれることがありうる。なぜならば、この価値判断は究極的には判断者の自分の利益によるか、そうでなければ、しかし、直接の関与を捨象するとしても、なお人生観と生活理念によって規定されるからである。<sup>(30)</sup> 誰にも動かせぬ必然性をもって、判決規範の正しさが得られるような定式を立てる努力は、<sup>(31)</sup> 不成功に終わったし、またそうならざるをえなかった。<sup>(32)</sup> というのは、規定要因は各個人においてまちまちであるからである。このような生活理念の違いは裁判官階層の内部にもあるし、排除できるものでもない。

(30) *Rechtsgewinnung* S. 9, 10—11 参照。

(31) 比較的にもっとも大きな経験的内容をもつのは、*E. Kaufmann* の次の定式である。「勝利のたたかいが社会的理想である」*E. Kaufmann* (Anm. 2, 194) S. 146ff 参照。

(32) このような確信がわたくしとシュタムラー (*Stammler*) とをわかつ。シュタムラーの意味での「正法 (*richtige Recht*)」とは、生活理念の合致以上に出ない。分岐が始まるや否や、「正法」はもはや社会学的認識の対象ではなくて、社会的格闘の対象である。ライヒ、財政改革の「正法」参照。

4 (法共同体の自律) 裁判官は妥当性の基準を先ず法規

形式で表明された法共同体の価値判断からとり出さねばならぬ。裁判官は法律に服する。国家として活動する法共同体は、外に向つて至高・自律であるだけでなく、内に向つて、裁判官に対する関係においても、そうである。このような従属（*Unterordnung*）は、いわばたんに法的安全の要請というようなものから出て来るだけでなく、<sup>(33)</sup> 国家法上の原理、すなわち、法規形式で表示された全体意思を、個々の国民の意思に優先させるところの、普遍的価値判断の必然的帰結なのである。裁判官も国家臣民であり、それ故に、裁判所構成規程、あるいは裁判官宣誓がないとしても、服従の義務がある。このような根本命題は不可欠でもある。国家に統合された共同体は、統一的意思を形成し、まちまちな諸利益と生活理念の対立を最終的に、しかも裁判所に対しても権威的に、決定する能力を持たねばならぬ<sup>14</sup>。もし、「指導的文化階層」の少数意思に反して制定された法規が、個々の裁判官により自分の裁量に従つて拒否され得るとするなら、それは、いかなる国家生活でも、その死ということになるだろう。法規は、その欲するままに裁判官を拘束することができる<sup>(34)</sup>。個々の法規がこのような拘束をじっさいに規定するかどうか、また、どの範囲においてそうするかは、いうまでもなく、第二の問題である。それでも、拘束の可能性じたいはあるのである。この可能性については争いのないところでもある。自由法運動の主張者の誰ひとりとして、拘束の可能性、共同体意思の優位について、原理的に疑問を投ずる者はいな

った。裁判官の地位は、日常生活の中に数かぎりない相似のものを見出す。日常の利益代理の下でも、従属的な利益代理が原則をなす。

(33) 自由法学派の代表者により、せいぜい法的安全のモメントは評価されても、自律のモメントは評価されない。

(34) これに対し、裁判官は現在に奉仕すべきであつて、「過去の立法者に」奉仕すべきではない、という異論も出し得ない。たしかに裁判官は、適用時に存在する共同体利益を守るべきである。生ける者のみが法を持つ。しかしながら、いかなる法規も、その適用時には、すでに過去に属する。現実の諸利益は、その歴史的現象形態で尊重されることを通じてのみ、守られることができる。そのことで、共同体利益の認識可能な変化を顧慮する、ということが排除されるわけではない。*S. 14 N. 9* 参照。

5 (法規の命令的側面) 法共同体は諸利益の限界づけを、その機関と構成員に対する命令によつて、実施する。この第二のメルクマールも、私法規範にそなわっている。私法のいわゆる命令的性質については、もちろん、ひじょうに争いのあるところである。<sup>(35)</sup> しかし、社会心理学的評価としては、客観的

まったく正当である。もちろん、始めから同様に強調されるべきは、多数の個別的な法命題、法規の条文が、孤立的に文法的に見るなら、決して命令ではなく、「言明 (Aussagen)」である、ということである。しかしそれは、与えられた命令の内容が、それによってより詳しく規定されるところの、命令の補完、説明をする言明なのである。<sup>(36)</sup>これらの法命題は、個別化したままでは固有の意味をもたないのであって、形式上、孤立した命令構成要素であり、基本命令が実行されることによってのみ、実際上のはたらきをするに至る。このような特性は解釈の場合にも重要である。<sup>(37)(38)</sup>法規の命令に、生活も、判決を下す裁判官も、従わねばならない。われわれは、法規、およびその適用で、命令および服従の事象を目の前にしているのだ、という認識を通じて、裁判官の事件判断の問題を、無数の経験によって誰にもなじみのある基本的な事象に還元することが、可能となる。最初の子供のときから生涯の終りまで、われわれの生活は命令と実行の中で動く。われわれは道徳・習俗・礼儀作法というような非個人的な (unpersönlich) 命令に従うし、またわれわれは、形に表現された人間の命令行為にも従う。<sup>(39)</sup>子供は、理解力ができること、家庭でも、学校でも、服従するし、遊びで命令することを覚える。仕事に従事し、<sup>(40)</sup>もしくは官職に就いている男の生活は、命令と服従の中で過ごされる。そしてまた同じことが主婦の生活にも当てはまる。これらの多くの生活現象の中で、さらにわれわれにとって特別の意味をもつのは、二つの

16

断面、二つの平行領域、すなわち、私的雇傭関係にあるところの「従者」(Diener)の服従、および軍隊の服従である。二つの領域ともすでに法的な生活そのものに属する。それらは、解釈されるところの、法的命令なのである。軍務上の命令は行政命令である。主人の指示は非独立的な法律行為である。<sup>(41)</sup>しかし、この緊密な関係はただ有用性を高めるだけである。何故なら、服従の原則はこれら二つの領域で、生活体験を通じてのみ生まれて来るのであって、法律上の解釈理論のどんな影響も必要としないからである。

(35) 議論は大部分が「概念法学の遠隔作用」に理由がある。かような遠隔作用 (Fernwirkung) の一つは、「絶対的定義」への信頼であり、その結果としての、矛盾幻想、すなわち、どの言明も尽くされたと思なし、同時に対立言明に対し、その不一致を確認することなくして、反対する、という法学上の論争傾向である。こうして、私法の命令論に反対して次のように主張される。すなわち、客観的法は民族理性、法感情の所産である、客観的法は権利の、利益保護の承認において存在する、あるいはまた、客観的法は、国家が訴訟において追求するところの準則を内容とする、ということである。概念構成の認識論的課題を正しく考えるなら、ある定義は、同じ言葉を使った、現実の(表

見上) 同じ部分が、異なった関連で、異なった概念上の整序を伴う機縁を提供したからといって、それが間違っている、ということには決してならない。客観的法に関するいろんな表明は、その積極的な内容において正しい、しかし、決して互いに矛盾もしなければ、命令の表明と矛盾することもない。どんな「事物」も二面以上をもっている。どんな歴史家だって、一八七〇年—七一年戦争でのドイツ司令部の軍命令が命令行為であった、とこのことをつゆ疑う者はいないだろう、たとえこの同じ歴史家が、軍命令を、高い理性の産物、独創力もしくは直覚、軍事的利益の幸運な維持、またはドイツ軍統帥の決断、などとして表現しようという衝動にかられる自分を見る場合であっても。

(36) 法規定、たとえば第一〇〇条は、定義された概念が他の規定の、そして結局は出された命令の要素として現われるのでなければ、無意味なものとなるだろう。しかし同じことがすべての法表明に妥当するのである。

Rechtsgewinnung S. 35 Anm. 3 参照。

(37) Rechtsgewinnung S. 34, 35 参照。

(38) 分離された命令要素を説明的叙述文の形式で表現することについても、通常の生活が無数の例を提供している。料理人がプディングを焼くよう注文を受けとる場合には、彼女にとって、焼き方が命令形式で書かれて

いようと叙述文で書かれていようと、どうでもよい。「プディングはこれこれの内容であるべし」となっていくようと、あるいは、料理本に「プディングはこれこれの成分から成る」と書かれていようと、同じことである。法表明は法命令実現の調理方法なのである。その関連がただ、法命令がたいていは、何か料理上の作品よりもずっと多くの諸要素から総合されている、という事実によってあいまいになっているにすぎない。

(39) 命令については、Heinrich Maurer の研究、Die Psychologie des emotionalen Denkens, 1908 を参照。

(40) 法律行為による表示も命令行為である。

(41) この概念については、„Gesellschaftsbeschlüsse und Willensmängel“ in der Festschrift für Gierke, S. 322 und 351ff. におけるわたくしの説明を参照。

6 (利益の基礎) 法規の命令は、たんに諸利益の限界づけのために発せられるだけでなく、それじたい、他のすべての積極命令と同様、利益の所産である。利益の基礎は、通常の場合、どの積極的な命令行為にも、また日常の命令にも、軍務上の命令と同様、見出されるものである。利益の基礎は法規にあっても存在する。制定法とは、どの法共同体でも、互いに対立し、かつ承認を求めてあい争うところの、物質的・国民的・宗教的・倫理的方向でのもろもろの利益の結果である。この認識

の中に利益法学の核心が存在する。このような認識は一般的に承認されているわけではない。<sup>(42)</sup>しかし、政治的生活に関与する者は誰でも、自分の観察によってこの認識を得ることができ。何故なら、政治は立法への関与以外の何ものでもないからである。もちろん、利益衝突は必ずしもいつも同じように、はっきりとしたかたちをとるわけではない。もっとも公然たるものになるのは、限界づけらるべき利益衝突での立場が、はじめから描かれている場合である。かくして、将来の利益衝突に対する規制が、利害関係者の現実の衝突を産み出すのである。それが、そこで大きな利害関係者グループが対立するところの、本来的な政治問題なのである。その事例に、ライヒ財政の大改革、社団法人規、軍事法案、などがある。私法がかような問題を呈するのは例外的な場合だけである。ずっと隠されたかたちで利益衝突の調整が行なわれるのは、将来の役割がまだわり当てられておらず、共同体のどの成員もが、ある面、または他の面に登場する同じチャンスをもっている場合である。かような問題は、非政治的、技術的な法律問題である。チャンスの不平等は中間形式を可能にする(賃借人と家主)。

(42) おもな疑問は、この場合にも矛盾幻想にもとづく。これにつき前註(35)の *Konflikt*、*Rechtsgewinnung S. 34* 参照。

## 7 (成立過程)

制定法による命令は、通常の場合、将来のために計算された仮定的命令、一般的規範であって、要件、仮定、および法律効果、内容についての、二つの結合した表象にわかれる。法律成立の心理学的経過は、その他の「秩序づけ」の、複雑な問題を含んだ他の命令行為における経過と、同じ組み立てを示す。その第一段階をなすのは、事物判断 (*Sachentscheidung*)、すなわち、規範を要する生活関係と利益衝突の、観察 (*Anschauung*)、ならびに評価 (*Wertung*) である。第二段階は編集 (*Redaktion*) であって、さらに部分的行為、すなわち、概念的 (*begriffliche*)、及び言語的 (*sprachliche*) 構成にわかれる。命令表象、命令概念の形成が重要である。制定法上の法律要件の形成は、抽象によって、すなわち、たくさん観察された生活関係の中から、それに関して同じ命令が発せられるところのものを、共通の重要なメルクマールを強調することによって、同じ制定法上の要件に従属させる、ということによって、なされる。得られた命令表象は、こうしてさらに、法的表明 (*Rechtsaussagen*) によって説明されるところの共通要素を、総括することにより、また分離することにより、仕上げられる。この概念構成に続くのは言語的構成であり、すなわち、言葉の選択と、ときには創造、および、命令表象を認識可能にするところの命題の構成がつづく。

利益の評価と命令の構成は、いうまでもなく、つねに人間によって行なわれる。わが文化国家では、基礎的な重要な命令は



いくども検討され、会議においてあらかじめ審議される（法律）。ときには国民投票にゆだねられる（国民投票）。他方、補充的でそれほど重要でない命令は、個人にまかされることもある（一部は委任命令）。集団討議が、立憲国家において国家法上必要であるが、それは社会心理学的過程としては、たとえば絶対主義的ロシアでの複雑な形成におけるように、すでに絶對的に統治された国家でも存在したものである（ライヒ議會）。

8 （命令の欠缺と利益にかなった服従） 広汎な分野と將來とを見越したところの、命令の發布はむづかしい企てである。どんな軍隊の上官も、長い期間にわたり、あらかじめ、自分の部下に、まだそれほど詳しく把握していないのに、委曲をつくし、かつ全く適切であるとわかるような指示を与えることができるものではない。同様の体験が日常生活でも現われる。予見不可能な事情が出来るのである。よしんばある行為が主人の利益に関わるときでも、あるいは、指示が、事情に合致しないふるまいを予見した場合であっても、指示というものは役に立たない。

そこで主人は、かような場合のために、いろんな配慮をすることが出来る。彼は一般的に、個別事例の適切な処理よりも、確実な実行の方を優先させることができる。彼はこうして厳格な服従を要求する。従者は命令されていないことは一切してはならず、命令がだめだと思えるときでも、この命令を実行せね

ばならない。また、主人は従者に一定の自由な立場を許すような指示を与え、利益にかなった（*Interessengemässe*）服従をのぞむことができる。この場合には、従者が欠缺を補充し、命令された行為を情況に適合させねばならない（指図命令または任意命令 *Direktiv = oder Dispositivbefehl*）。主人の態度は彼がどのていど使用人の判断を信頼することができるか、ということにかかっている。

20 原則的には、あらゆる分野で、白紙委任状を別としても、利益にそった、考える服従（*der denkende Gehorsam*）が優勢となっている。「絶対服従（*der „Kadavergehorsam“*）」はタブーとみなされている。軍隊の部下は「イニシアティブ」を發揮すべきであり、その他の従者は主人の利益状態に「考え込み（*hineindenken*）」をして、それに応じた行為をすべきである。根本的な例外というのは、わたくしのみるところ、たんに二つの事例グループに見られるにすぎない。第一は、従者が主人の意図を知り得ない場合、第二は、従者がその権限を与えられていない場合、である。問屋法のふるい格言にいう、「命令に服従せよ、そして不法をなせ」。また、有名な下士官の悪態でこういう、「カールが考えようとしさえしなかったなら」。第三の、たんに表見的な例外をなすのはつぎの場合である。すなわち、従者または実行行為が多数あるのに同時の実行が大切な場合である。たとえば、密集隊形での軍隊の行動の場合のように。はやい馬に乗った者は、攻撃のさい、自分のテンポをお

せい馬に合わせねばならない。例外は表見的なものにすぎない。実行の特殊的妥当性は、まさに主人の利益にかなうところの、一般的効果の前にうしろに退かねばならない。考える従者は、自分の思考を主人のこのような利益にも向けるだろう。

9 (法規の欠缺と裁判官) さて、立法者のしごとは、まったく特別のむつかしきをもってしている。たくさんの人生観は見渡すことができないし、またそれらは不漸の変遷に服するものである。どの制定法にも、はじめから、欠缺・誤謬・矛盾がある。認識可能な共同体利益について判断を必要とする利益衝突が、規制されないままになっている。命令を欠いているのである。他の衝突について、制定法の命令が、別に承認された共同体利益に合致しないような判断を下す。例外を欠いているのである。概念的構成と言語的構成のむすかしきはここに関わっている。立法する人間が正しい表象をもっていた場合でも、このような表象は、表現を失敗すれば、裁判官の認識をうばってしまう。このような関係の完全な認識、最近の欠缺理論は一般のみとめるところとなっていない。<sup>(43)</sup>かつての理論は法秩序の完結性を説いた。一部のものは、転置法 (Inversionsmethode) の中に、及び以前の解釈理論の中に、欠缺を繕うための方策があるという理由から、<sup>(44)</sup>また一部は、原則として、命令でカバーされないどんな利益にも保護を拒む、という理由からである。<sup>(45)</sup>これによると、法の使命は、理論上、生活状態を、既存の、制定

21

法によって認識される命令の下に包摂する、ということに限定された(包摂説, Subsumtionslehre)。

改革運動は欠缺の認識を上台としている。利益法学は、われわれが先に、従者の原則的に要求される容態と表現したところの、裁判官のそのような容態を、とくに要求する。<sup>(46)</sup>

裁判官にも、もちろん、日常生活の諸領域と同じように、上述の二つの途が開かれている。立法者も、厳格な服従を望むことができるし、また裁判官に、より自由な立場を許容することもできる。制定法の下には、いろんな種類の命令が含まれているのである。われわれは、硬い法 (das starre Recht) の諸規定を見出す。そこでは、適切な特殊効果も、一般的効果、とくに法の安全のためにうしろに退く、そこでは、軍隊用語でいえば、裁判所は密集隊形で進軍せねばならないのである。これと並んで、裁判官の価値判断に広汎な信頼を表明するところの、多くの委託 (Delegationen) や白地文言が見出される。個々の規定のもつ作用範囲は解釈を通じて確かめられねばならない。しかし原則としては、裁判官の自由な地位が承認されるべきである。スイス民法一条にあるような一般的な表明がわが法典に欠けている、ということとは、その抗弁とはならない。制定法に、なんの規定もないときは、生活上通常であり (lebensüblich)、かつ生活上の価値がある (lebenswertvoll) ところの、手続を守らねばならぬ。利益にかなった服従はこのような特徴をもっている。このような手続の禁止は特別の宣言を必要とするに

ても、その許容は必要としないのである。

このような観点からは、裁判官は、たんに白地を埋めるだけでなく、既存の命令を利益適合的に補完し、かつ、ときには訂正しなければならぬ。裁判官はたんに、その中に法律要件事実と法規範とが入れられ、そしてそこから、裁判官じしんの価値判断なしに判決が飛び出して来るところの、包摂機械、自動機械ではない。そうではなくて裁判官じしんが、適用すべき規範の創造者であり、よしんば服従者であるとはいえ、立法者の補助者なのである。

(43) 後述 § 14 N. 3ff. 参照。

(44) 詳細については、*Rechtsgewinnung* S. 12ff. 参照。

(45) 前掲 S. 11 (プリンツ *Brinz* の説)。

(46) このような裁判官の使命が、司法に役立とうとする法学の特色をも規定する。研究者は、裁判官が事件を判断するのと同じように、事件を考え、判断する。それ故、このような法学は、「本来の」意味における「規範的諸問題」を解決せねばならない。*Rechtsgewinnung* S. 7 Anm. 2 および *Jung*, *Das Problem des natürlichen Rechts* S. 258ff. 参照。後者につき *Fy. Münch. Ztschr. f. R. Ph.* 1 S. 131 における「実践的」文化事業を参照。学問のこのような終局目標、この意味での、学問の「規範的」性格を、ケル

ゼン (*Kelsen*) はしりぞける (*Einleitung* VI, Anm. 4)。ケルゼンは根本的に「別の学問」にたずさわっている。それ故、個別問題についての議論は見込みがない。

10 (命令の顧慮) 裁判官による事件判断の結論、したがってまた、制定法の原因をなしている利益の保護は、本質的に、裁判官がいかに制定法を解釈する (*auslegen*) か、にかかっている。しかし同様の関係は、従属的な利益維持の分野全体に存在する。つねに、従者による命令の把握が彼の活動の前提である。この故に、裁判官の解釈に生活価値を付与すべき原則が問題となるような場合には、生活体験の中に教えを見出そうと、われわれはのぞむことができる。

比較の資料には欠けるところがない。命令の把握は、すでに強調した通り、われわれすべてにまかされた活動である。しかし、命令解釈の精確な把握となると、われわれがさらに探索して、われわれが解釈 (*Auslegung*)・説明 (*Deutung*)・言葉の把握 (*Auffassung von Worten*) として表現するのが常であるところの、一部は類似し、一部は異なった経過を、すべて眼中に入れる場合にのみ、可能である。ただ比較対照だけがはっきりしたイメージを与える。このような拡大が、このような包括的な照明にして初めて、法解釈に関して出される多くの説に対する正しい立場を可能にする、という理由からも、必要であ

る。

(原島)

## III 解釈の諸形式

## A 主観的意味 § 3

1 (課題) 我々が自らに課している課題は、必ずしも容易には限定されるものではない。我々は、法規解釈のためのよ<sup>(47)</sup>りどころを得るために、実生活上及びその他の学問上の行為を、その心理的特性と論理的特性とにおいて検討したいと思う。通常、このような研究に際して、一定の領域の限定はその成果によってはじめて得られ、また根拠付けられるのである。言語慣行が出发点には好ましいのである。したがって、我々は差当り、「意味」の「解釈 (Auslegung)」、「説明 (Deutung)」及び「探究 (Ermittlung)」といった言葉の一般的な観念内容によって示されている諸行為に注目したいと思う。「解釈」や「説明」といった言葉は、「解説 (Erläuterung)」と同様に、既に得られた観念を他人に伝達することのためにも用いられているのである。この様な「翻訳的な」あるいは「外面的な」意味の諸行為は「意味の探究」との連関によって無視されるべきであり、ただ「内面的」あるいは「発見的」解釈のみが別に残されているにすぎないのである。さらに、我々はいくつかの終局的な目的との関連で、「言語上の」表示の解釈に限定

しようと思う。考察される過程は、まだ非常に多様性を示しているのである。その利用は、我々がこの様な諸現象を概念的に整理する場合に可能であるにすぎない。

我々は、かような企てに際して、確固とした言語慣行にも、また、社会心理学あるいはその他の文化科学の諸成果にも依頼することは出来まい。もちろん、日常用いられている言葉や言葉の連関というものは動揺しているのであって、必ずしも厳密に限定された意味をもっているとは限らない。論理学や心理学の研究、文献学や神学の<sup>(48)</sup>解釈は、<sup>(49)</sup>法律学上で利用されることを<sup>(50)</sup>手定していないのである。法律学の専門家は、自己の学問目標<sup>(51)</sup>にとって重要な相違点を明らかにし、自分独自の秩序概念を構成しなければならぬ。法律学の側面からは、最近ではルンプ<sup>(52)</sup>Rumpf とダンツ<sup>(52)</sup>Danz とが説明の心理学的な過程に注目した。私はルンプ Rumpf の論述を有意義なものであると考えるのであるが、それはまず第一には裁判官の「事件」確定の実際を説明しようとしたのであって、その故に、我々にとって重要な現象とは別個の現象を強調しているのである。ダンツ Danz の論述は同一の終局的問題に関連してはいるが、私見によると概して否定されるべきである。

我々が注目せねばならぬ行為の総体は、無数の分類の可能性を示している<sup>(53)</sup>。我々の終局的な目的にとって最も重要なものは、一面では主観的意味の確認または歴史的観念の探究と、他面では客観的意味の探究との間にある対立である<sup>(54)</sup>(§ 4)。歴史的観念

を探究する形式に関しては、さらにまたそれがしばしば二個の異なる種類の事象と結合せしめられているということが我々にとっては重要である。第一に、歴史的探究は観念を越えて、観念から認識されるその他の現実的諸事情に拡張されるのである。我々は、この様な拡張を事情の探究あるいは原因の探究と呼ぼうと思う（Nr. 10）。第二に、歴史的探究（事情あるいは原因の探究）に加えて、認識結果の感情的な創造がなされる（Nr. 11）。差違って我々はこのような拡張は度外視しておこうと思ふ。

(47) Vgl. K. O. Erdmann, „Die Bedeutung des Worts“ 2. Aufl. 1910 S. 74ff.

(48) 最近の研究で特に注目すべきは、Simmel, *Geschichtsphilosophie*, S. 28ff. 及び Max Weber, „Roscher und Kries“ in Schmollers *Jahrbuch* 1905 S. 1346ff., 1906 S. 81ff. 及び „Kritische Studien auf dem Gebiete der kulturwissenschaftlichen Logik“, *Archiv für Sozialwissenschaft* 22, S. 143ff. Eisenhans, *Die Aufgabe einer Psychologie der Deutung als Vorarbeit für die Geisteswissenschaften*, 1904 及び *Lehrbuch der Psychologie*, 1912, S. 342ff. (この心理学の文献がある。その中の文献は Weber, „Roscher usw.“, S. 1371 に示されている)。

(49) Fr. Blass, „Hermeneutik und Kritik“ in „Handb. d. klass. Alt. W.“ I S. 150ff., 1. Aufl. 1886

及び Herm. Paul, „Methodenlehre“ § 14ff. in „Grundriss der germanischen Philologie“.

(50) 神学的「解釈」に関する指針を与えるのは Bänisch in „die Religion“. Art. *Bibelwissenschaft*. I. S. 1172ff. G. Henrici in „Real-Enzyklopädie für protestantische Theologie“, VII, S. 718. *Kilm* in „Wetzer und Welker. Kirchenlexikon“. V. S. 1844ff.

(51) Der *Stratrichter* I, S. 117ff. und *passim*.

(52) 同前 Richterrecht への Einführung (1912) 上掲註(2)参照。

(53) 私見によると、形式の多様性はジンメル Simmel や ヴェーバー Weber によつては十分に評議せられた。ジンメル Simmel (a. a. O. S. 28) は話されたことの理解の中を二つに分類した。すなわち、「事実関係の理解」と「動機理解」とがこれである。第一の形式は理論的思維内容については十分なものであり、第二のものは、歴史的解釈の場合に独自の「感情移入」を命じているのである。ヴェーバー Weber (Roscher S. 1372ff.) は既に異議を申し立てていた。もちろん、内容解釈と動機解釈の対比は重要であ

るが、別のことも含まれるべきであるし (Nr. 8, 9)。  
また、適用領域の限定は別の事柄である。さらに、動  
機解釈は日常一般に行なわれている。

- (54) この区別は、パウエル Paul によって主張された、慣行  
的、な言葉の解明と偶然的な言葉の解明との対比にほん  
のわずかながらではあるが関係している。Vgl. Paul,  
Prinzipien der Sprachgeschichte, Nr. 66 及び  
Grundriss der germ. Philologie, Methodenlehre  
§ 15. 私が「主観的意味」と呼んでいるものは「偶  
然的な言葉の解明」の一つである。他面、「慣行的」  
な言葉の解明は、多くのあり得べき「客観的解明」の  
一つの特別な事例にすぎない。

2 (適用領域) 主観的意味の確定あるいは歴史的觀念の  
探究は、さらにまた、了解 (Verstehen) とも、單純に歴史的  
な、経験的または再生的な解釈であるともいわれる。それは、  
あらゆる語族の觀念の核心をなし、しかも、我々がその言葉に  
ついての説明や解釈をまず第一にその点について考えるところ  
た事象なのである。それは、解釈されるべき言葉の徴憑が成立す  
るに際して持っており、表示によって認識しうるようになる觀  
念を本質部分において再生するといった思考過程の中に存在す  
るのである。

主観的意味に関する歴史的問いは日常生活を支配している。

対談でのある発言を理解しようとする者は、経験的に存在した  
話者の思考を認識しようとするであろう。彼は話の主観的意  
味を問うているのである。この認識が得られずに解釈の結論が  
重要な要素において相違している場合に、我々は誤解といつて  
いる。だが、我々の得ようとしているものはまさに正しい理解  
27 なのである。ある書物を読む者は、その著者が公にしたいと思  
っている思想を認識したのである。私にとってかような事実  
はあまりに明白で、だれにも内省によってまことに認識可能な  
ことなので、シャフラート<sup>(55)</sup> Schaffrath やダンツ<sup>(56)</sup> Danz 及びコ  
ーラー<sup>(57)</sup> Kohler が達した異なる結論は、私には全く理解出来な  
い様に思われる。これと同様の基本的形態、すなわち現実の觀  
念を得る努力は、他の精神科学の説明にとつても独特のものな  
のである。それ故に、まさにこの形態は、制定法への適用にお  
いて歴史的なものと称せられ、また、法學上反対の立場の者か  
らは「言語的」解釈であるといわれるのである。

- (55) Schaffrath a. a. O. S. 2 は、主観的意味の確定は  
「説明する (erklären)」と称せられるのであって、  
「解釈する (auslegen)」というのは単に言語慣用上  
の意味付けをいうにすぎない、と考える。表示者が考  
え、また意図したことを問題にするのは「解釈の目的  
ではなく、単なる偶然にすぎぬ」という。

(56) ダンツ Danz の法解釈理論は、通常の解釈が「意味、

すなわち意思表示ことに言葉の意義を確認するのを目的としている」(Einführung S. 29 und passim) との見解にもとづいている。その場合に、「意味」や「意義」といった言葉をもって、公衆がその言葉の徴憑に對して与えたその觀念が考えられている (Rich. terrecht S. 185)。私見によると、ダンツ Danz は手段と目的とを混同しているのである。このことは、隠語を取り決めるにあたって、両当事者はその言葉に一般的なものとは異なった觀念を与えるのが普通であるということに明瞭に現われている。普通の言語慣行の確定が終局目的なら、隠語の解明は何の意味も持たぬことになるであろう。

(57) Kohler, Lehrbuch S. 123 は、「解釈するというのは意味や意義 (Bedeutung) を探究することである。それは、ある人が語ろうとした意味や意義を探究することではなく、語られたことの意味や意義を探究することという」と、全く一般的に述べている。——このような対照法が全く鮮明であるという訳でもない。第一の部分「ある者が語りたかったことの探究を意味しない」との内容にならざるを得ぬことになってしまふであろう。

(論理的特徴) この様な主観的意味の探究は、一個の

歴史的探究である。それは、常に因果の探究という外形上の性格をもっている。というのは、伝統的な言葉は、通常それが形成されるにあたって存在した觀念に規定され、それが原因となつて<sup>(58)</sup> いるからである。したがって、私が以前に行なつた様に、<sup>28</sup> 解釈というものは論理的には因果的研究であるといわれるのももつともなことである。しかし、この呼称が全く正確だといふ訳でもない。礼拝の形式やあるいは多くの法律行為の形式に際してや、かような言葉が後で用いられるにあたりどのような觀念を伴っており、またその中で表現されるべきかが形式にかかわらず問われねばならぬ場合のように、古くから表示の言葉や表示行為が指示される場合もあるのである。また、我々の解釈に際しては、因果の認識は自己目的ではなくて単なる手段に過ぎないのだ、という事が常に留意されねばならない。例えば、ルーネ文字と考えられている記号が人間の行為には帰せられないということが明瞭になつたならば、それ以上の原因究明はもはや、歴史的解釈ではないのである。

(58) 「アミラ (K. v. Amira) と私のザクセンシュピーゲルに関する書物」六五頁以下の「解釈方法論内部での対立」の章を参照。その他の、そこで行なわれた方法論上の論述は、このようなカテゴリーを放棄したので言及されない。

## 4 (補助手段)

この様な認識の可能性は、我々が人間の精神機構の広範な統一性を信じているということ、したがって、どのようにして表示にいたったのかといった精神的な過程は、他の事情が示されれば直ちに我々の思考の中で再生されることが期待されているということにもづいてゐる。したがって、説明というものは、我々がそれを意識的に統制し得るところ、すなわち、我々が常に仮定的な状況に立ち入って考えることによって、引き続きそれを構成し、そしてその結論を検討するところの一連の成立の假定の中に感情を移入するところにあるのである。もしも、このような仮定的な想定の一つが問題の言葉や、その他のあらゆる資料と合致し、それと別の想定は一致しないという場合に探究中の過程が認識されるのである。この手続は鍵の吟味、すなわち、与えられた鍵に合致した鍵を見出す試みと比較されるのである。その補助手段として、部分的には諸規則、すなわち文法等(法則論的資料―鍵)が、一部は日付の付いた諸現象、すなわち付随事情(存在論的資料―鍵)が考えられる。周知の文法的、論理的等々の解釈形式の区別は、用いられた補助手段と関連しているのである。我々の課題にとつては、関連性や成立史の意義並びに成立時の意義を特に明確にすべきである。話をする者はだれもその名宛人について既に一定の観念を前提にしている。<sup>(59)</sup>この観念は、もっと前の発言から与えられ得るものなのであるか。「然り」という発言は内容的には様々な観念の過程に由来しうるのである。提示さ

れた問題の認識がはじめて一定内容を示した解釈を与える。同じことは、あらゆる言葉の一つを意義付けるにも妥当する。それは、関連性によって規定されているのである。さらに、委曲をつくした発言の場合であっても、おそらく完全な理解といったものは、その関連性と成立史とが認識されてはじめて可能になるであろう。歴史学の批判的方法論は、史料理解には史料の成立史が重要なことを強調した。しかし、話し相手に周知のものとして、自明だということと前提にされて発言自体を略すべきものについてのいわば背景をなし、その「反映」が話し手によつても考慮に入れられた時代の一般的関連性というものも同じ様に重要である。だが、この様に明確な効果は、ただ経験上現実的で、発言時点で現存していた諸事情のみがもっているに過ぎぬことも明らかである。歴史家はだれも、例えば、19世紀の教会の著述家を今日の神学上の論争問題との関連で解釈しようとするが如く、著者に対して彼の時代と無縁の思惟世界を付与しようとする場合には、最も重大な過誤におちいるのだ、ということを知っている。もちろん、同じことが言語慣行にも妥当する。以前に、たまたま中世ラテン語資料が中世ラテン語によつてではなく古典期の文法によつて解明されたことによつて、いかに重大な過誤が生じたかは周知のとおりである。かように資料を誤りの背影に投影すること(移調)<sup>(60)</sup>は、単に誤解によるものであると思われにすぎないが、危険な作用を及ぼす。この様な認識は、歴史学文献学的学問の共通財産であらう。



て、それは直接には観念探究の論理から与えられるのであって、またその故に、あらゆる実践的目的の経験的な説明にも妥当するのである。日常においても、解釈というものは関連性や個々人の言語慣行によって知るに過ぎないが、それも、それらが解釈者に知られている場合に限られる。<sup>(61)</sup>

(59) *Erdmann* (*oben Anm. 47*) が、言葉の意味は仮説 (*Supposition*) に関する特別理論上の関連性に従属しているということを古代論理学は体系的に取り扱ったと指摘しているのは正鵠を得ている——*a. a. O. S. 66°*。我々は「仮説」も「前提」も再現しえたであろうか。

(60) これに反し、それらは近時の研究者によって法規解釈の為には原則にまで高められているのである。§ 18 Nr. 9 参照。

(61) もしもある決闘組合が、「新米「狐の意あり」」はこれこれの場合には「闘う」「渡り歩く」(*fechten*)「べきだ」と規定している場合にはいかなる大学関係の識者といえども、この規定を職人の用語によって解釈したり、動物学の用語で解釈したりする者はいないであろう。

5 (心理過程) 我々の内省にとって、説明過程というものは常に観念の展開、すなわち、意思に則した展開であると思

われるのである。課題の困難性や認識意思の強度に応じてその広さは全く様々であり得る。日常においては、おそらくそれは慣行によって簡略化され機械化された形であらわれる。このことは、殊に母国語の使用についてあてはまるのである。多くの場合、言葉の理解は、感情的、直観的に気付かずになされるものである。しかし、言葉の解明に際しても、ただ複雑な作用の簡略化が存するに過ぎないということは、我々が自由に使いこなししていない外国語で発言するや、直ちに明瞭になるであろう。その他の場合、例えば歴史の研究の場合には観念の展開は非常に広い範囲にわたって認めうるのである。<sup>(62)</sup>しかし、このよ

うな包括的な研究の場合でも、一部は不明瞭でありまた一部は明示的な形ではあるが、感情的な過程が意識的な考慮と結び付き得るであろう。専門的な歴史家である者は、おそらくその研究に当って、「歴史の共通感情」にもとづいた、全知識の感情的な沈澱物によって支えられているのであろう。<sup>(63)</sup>まさにこの様な包括的な過程といったものが教訓的なのである。引き続き仮説を利用する結果、解釈者の意識は、一連の排除されたり入れ換えたり、場合によっては反復するかも知れぬような観念像を示しているのであって、成功するに到るまでは度々ある観念の複合が回帰し、障害に対しては抵抗し、常に安定して結局引き続き固執されるに到るのである。この様な観念の複合は、実りある解釈の終局的な帰結であって、我々の言い得る最終像なのである。もちろん、考察された多数の仮説は実に種々様々で

ありうる。しかし、困難な場合には常にこの様な推移が観察されるべきである。解釈者の意識は万華鏡にも等しい。もしも意識過程を具体的にあらわしうるならば、解釈の為には撮影機を必要とすることになる。

(62) 説明の感覚適合性は、殊にルンプ *Rumpf* によって強調されている。というのも、裁判官が具体的に確定するに当りそれが重視されるからである。それを完全に遮断するのは、書き物の場合であっても必ずしも達成されるものではない。幻燈の画像(Laternengleichnis) *Rechtsgewinnung S. 10* は、歴史的認識をなすにも該り得る。しかし、もしもルンプ *Rumpf* が、あらゆる人間の表示を説明する場合には不合理な要素が入り込むと考えるべきとするのならば、私はそれには与し得ないであろう。書面による表示の場合には、少なくとも感情的な要素は単に経験の沈澱物となつたに過ぎないのであって、その故に、全範囲で合理的な調整が行なわれ得るのである。

(63) 裁判官による事件の判決の場合の感情の作用については、後の § 10 N. 10, § 12 N. 4, § 16 N. 11 参照。

6 (補助手段の利用—中間像) 解釈というものは、広範

閉にわたり、継続的に様々な解釈手段を用いるといったやり方でなされるのである。例えば、まず第一に用語法を用い、次に他の法規と法規の関連性に注目し、関連性と対比により観念の結果を検討するのが合目的であり得る。第一の作業にあたって得られた仮の像を我々は、その場の「語意」であるとよく知っている。関連性の作用に代って「原典の意味」を論じることができよう。もしもある者が一般的来歴や共通の諸事情には関わったがいまだ特別な主観的要素の評価自体を留保している場合には、「外形的な意味」とでも言い得る観念像が生じる。この様な像全てが相互に明確に限定付けられている訳ではない。新たな要素による変更の可能性がそもそも考慮されているといった一時的性格は共通なのである。

我々の終局目的にとつては用語法を利用することは特に重要である。<sup>(64)</sup>したがって、次の二つの事が提示されよう。

(a) 差当り用語法が用いられるような事例であっても、単にそれだけが用いられることはほとんどない。<sup>(65)</sup>既に、同時に考慮されているような事情や具体的観点が存在していることが常である。したがって、通常、いわゆる文法的解釈の<sup>(66)</sup>一時的帰結は、完全な、純然たる言葉の意味といったものでなくて、むしろ、言葉の上で考えられるような仮定を含んでいるのではなくてはじめてから遮断したところの組み合わせられた言葉の意味なのである。

(b) 用語法の発見的意味は<sup>(67)</sup>二重のものであって、積極的意味

と消極的意味とがある。それらは仮説を生じさせ、心にうかんだ観念像の選択に影響を及ぼす。この点に関して、言葉上すぐれた像でことに多くの問題になり、十分な資料にもとづいてなされた研究成果の中で、最も一般的な表現方法を前提にしたものを我々は「言葉の意味」あるいは「言いまわし」といつている。消極的機能は、用語法が仮定を排除するという点にある。我々は、かような言葉は用語法上はこの様な思想を持ち得ない、という。日常も、一定の主観的な意味の主張は、「既に、発言の言葉によって」明らかにされるといふ傾向がある。解釈上の仮説の限界は「可能な文章」なのである。もちろん、この様な限界付けは流動的なものである。誤った仮説や翻訳の誤り等が想定範囲内に持ち込まれるや、この限界画定は失われてしまう。

(64) 法規文言についての説明は、§ 2 参照。

(65) それ自体からはそれ以上知ることの出来ない碑文あるいは文書が解釈者に委ねられた言葉の中にある場合は例外である。

(66) 純然たる語意の客観的な概念については、§ 4 Nr. 5 参照。

(67) 二重機能は殊に別種の拠点にも妥当する。純然たる語意に対する結合せられた語意の多大の規定性は単に言語的たらざる拠点の消極的機能にもとづくに過ぎない。

い。

7 (不明確性)

歴史的解釈は困難なことがしばしばである。しばしばそれは何らの成果をもたらさないことがある。

34  
それがある成果をもたらす場合でも、その成果は決して絶対のものではなく、むしろ単に、多少はもっともらしいといった程度に過ぎない。歴史家ならだれも、無知の術 (*ars ignorandi*) が研究者の技術に属しているのだということを知っている。始めから、あるものを認識するであろうと確信している者は、不当な認識を偏愛する危険に陥るのである。解釈の不明確性は単に歴史家や文献学者の行為についてのみ妥当するものではなく、日常の行為にも妥当する。我々が受領したり間断なく考慮したりしている表示というものは、様々の根拠からして過誤を生じる可能性をもった、単なる意識内容の徴憑にすぎない。だが、日常の必要性にとっては、諸事例の平均的妥当性である蓋然性で十分である。この様な蓋然性は現存する。誰も、理解されるべきことがもっともらしくみえないときには話しはしないだろう。したがって、我々は蓋然性で満足せねばならない。というのも、普通、確実なことというのは多大の犠牲がなくては得られないものだからである。ただ絶対、に確実な解釈のみを行なおうと願う者は人間関係から排斥されてしまうことにならざるを得ない。不幸な者は一度も書物を読むことが出来なかつたかもしれない。誤植は彼を驚かすことだろう。我々は蓋然性に固

執する。というのも、諸事例の平均ではそれを考慮することが考慮しないよりも良い結果をもたらすからである。日常においてそうである様に、歴史家や文献学者も現存している蓋然性を考慮せねばならない。もちろん、確実性の程度を評価した上である。蓋然性が高くなればなる程、それは、その後の思考過程に対してより強く影響力を及ぼさざるを得ない。しかし、それが無視されてはならない。「全てか無か」という二者択一は、あらゆる認識活動にとっては不十分なものである。可能性の評価(Chancenbewertung)と可能性の利用(Chancenverwertung)は人間の課題である。

8 (再生の有限性) 歴史家の解釈は、過去を完全に模写することが目的ではなく、それは、一個の変型、すなわち歴史家にとって本質的なものを選択を追求しているのである。もはや今日では何人もこのことを疑わない<sup>(68)</sup>。だが、これと同じことは日常の実生活上の解釈にも妥当している。通常我々が望んでいるのは、その文字が源となり、また伴っている心理学的な過程の全体像ではない。我々は、単なる部分的な認識、すなわち、誠に控え目なもののみを要求するに過ぎぬことが度々である。我々の行なう説明は単なる相対的な説明に過ぎない。探究範囲については連関性、すなわち、説明者の最終的な目的が重要である。この様な終局目的と関連した心理的要素のみが拾い上げられるのである。したがって、同一の言葉が別の聴き手に

全く異なった解釈を与えるのである。同一の申込みはそれを行なった契約当事者から、それを取り扱う心理学者や神経科医によるのは全く異なった解釈がなされるのである。したがって、心理学上の概念はちがう領域では利用され得ない<sup>(70)</sup>。

(68) この様な方向においてリッケルト *Rickert* の研究——

*Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung*, 2. Aufl., 1913——を参照。さらに *Heinrich Maier*, *Das geschichtliche Erkennen*, 1914.

(69) Vgl. *Rickert*, a. a. O. S. 521ff.

(70) ルンプ *Rumpf* I S. 290ff. による、'心理学的行為概念の法学上の利用に対する論難を参照。さらにケルゼン *Kelsen* (Anm. 4) S. 97ff. の論難は、たとえケルゼン独自の終局目的による補充概念が実用法学には利用出来ぬものであろうとも正当なものである。

9 (説明の程度) 我々は説明の目的が様々であるということからして、説明の程度とでも言い得るような区別を、主観的説明内部でなすことが出来るであろう。というのは、それらについて比喩的というならば、探究の深さが異なったものであるからである。言葉というものは、相互に連続した一連の概念に分けられしかもそれらが外部的な事由にもついた心理過程の末節部分である。我々は、言葉からあと返って、表示概念<sup>(71)</sup>

内容の観念<sup>(72)</sup>より近い動機や離れた動機、最後に利益状況や価値理念といった観念を区別することが出来よう。解釈者の問いは、この様な構成部分の各々に向けられ得るのである。したがって、我々は例えば内容の説明と動機<sup>(73)</sup>の説明とを区別することも出来よう。もちろん、問題対象による区別というものは、個々の構成部分の相互を説明することによってますます困難となることもありうる。内容の理解は動機が理解されることに依存しうる。ある者がただ内容のみを問題にするかあるいは動機をも問題にするか、は彼の終局目的にかかっている。私見によれば、ジンメル Simmel やハーバー Weber が、動機説明が精神科学に属していると強調するに過ぎぬのであれば、それはあまりに狭すぎる。日常でも我々は動機説明に出合うのである。なにかなく、後に言及される「命令の説明」の分野においてそうであるが、その他にも存在する。会話においては、単に語られたことだけでなく、何故この様な発言がなされたのか、ということも我々にはいかにつきせぬ興味を与えてくれることであろうか。それ故、嘘とみとめられる生徒の発言を指摘した教育者はいまだその発言についての興味を失うものではない。真実でない発言は、おそらくその動機<sup>(73)</sup>の故に、内容的に正しい発言をしたよりもっと興味深いのである。ある患者に対して質問を發している精神科医は、その発言から結論付けられる精神病の経過全体に心から興味を持っているのである。同じことは、内容的な虚偽が認められ得る被告人や証人にあたる予審判事に

36

も妥当するのである。

(71) Vgl. die Lehre vom Versprechen, Vergeifen usw.

(72) BGB 一一九条の内容の錯誤参照。

(73) 内容の説明を「客観的」といい、動機<sup>(73)</sup>の説明を「主観的」というのは、我々にとっては正鵠を得たものではない。内容の説明と動機<sup>(73)</sup>の説明は共に主観的意味の確認である。直接言葉の中に再生されている思考内容も、通常の用語慣行に対応したものは全く異なったものであることもあり得る（隠語）。「客観的な言葉の意味」(S 4 Nr. 5) に対する内容説明の密接な関連は、ある発言内容を認識するにはしばしば言語慣行で十分であるという限りで存在するにすぎないが、他方、動機<sup>(73)</sup>の認識のためにはさらに補助手段が必要である。

37

10 (原因の究明) 狭義の歴史的解釈、すなわち、付随的な意識過程の確定は、いまや包括的な行為の一部として、他の部分行為に対して非常に密接な関連をもっている。我々は解釈という言葉に関連諸行為にも拡張せねばならぬ程である。このような関連諸行為は奥行の深い因果的探究のこともあり得るし、あるいは感情的思考のこともあり得る。

第一の概念の拡張は、歴史的探究が意識内容を越えることか

ら生じた。私は、この様な拡張を、情況研究、原因研究、関連性の説明あるいは広義の動機説明と呼んでもよいであろう。この様な拡張は、直接には、上述した狭義の動機説明の一層深い段階と結合しているのである。移行は、発言から潜在的な意識内容や傾向さらには著者の性格を認識することが試みられる、ということによってまず行なわれる。しかし、その次には、認識された観念の現実の原因や関連性が研究領域に取り込まれることによってなされる。このことは、とりわけ歴史研究者の側に見られる。ジンメル Simmel やヴェーバー Weber が強調した歴史的な説明は、ある歴史的人物の性格や、あるいはこの発言をさせる原因となり、しかもそれから認識されうる環境の事情を推論するために、例えばある歴史的人物の発言を評価するのである。しかし、かような形式といえども学問に限定されている訳ではなく、生活の中にあふれているのである。もしも、ある具体的な内容の伝達が、我々の内に伝達された事実の現実性の信頼を生む場合、それは、機構的な原因の説明にもとづいている。我々が、伝達をした者の全き真理への愛に疑念をいだくようなきっかけをもつや、直ちにこの過程が検討される。不審な証人を取り調べた裁判官ならばだれも、その時になされた説明のしごとの困難さを知っている。

観念の探究と原因の説明との間の結び付きは殊に様々で密接なものであって、それ故、観念の探究と関連したあらゆる原因の説明が解釈に考慮される訳ではない。しかし、一定の限界は

引かれない。我々は命令解釈の場合に最も密接なこの結合を見出す。しかし、別の場合でもこの結合は密接なものである。原因の探究というものは常に上述した論理的特色を持った歴史的研究であって、広義の解釈であると称され得るのである。

(74) 意識の可能性、潜在的な観念や評価、観念の配置。

Vgl. Heinrich Maier (Anm. 29) S. 79ff. und passim, Eisenhans (Anm. 49) S. 171ff.

11 (感情的形成) しかしながら、狭義及び広義の歴史的解釈、観念の探究や原因の究明は、さらに感情的な思考過程、加工 (Verarbeitung) とも結合しうる。通常の言語慣行は時として、この様な広範な関連行為をも解釈に算える。私はこの様な結合形態を補充的解釈あるいは形成的解釈と呼ぼうと思う。とりあえず我々が命令解釈を度外視するならば、上述の言語慣行は、「翻訳的」解釈あるいは「外面的」解釈、意味の説明といった形の場合に見出されるのである。ある聖書の一句を「解釈する」予言者は、例えば過去の歴史的に現存した意識過程のみを再生しようとするのではなくて、むしろ彼は全く新たな感情的な観念を聞く者に生じさせるためにこの様な因果的な研究を利用するのである。詩の書物や文芸の著作の「美学的な」解釈はこれと同じ論理的性格を示している。もちろん、関連した観念を「伝達すること」は、解釈による取得を前提にしてい

る。がしかしまた、その他にも同様の形成は内面的解釈の場合にも見られる。自らの為に聖書を読む者もまたその聖書の一節を有難く解釈することが出来る。文芸作品をただ一人で考える者は、まず、まさにそれを美学的に把握し、しかもその印象を自己の中でさらにふくらませるといった状況にあるのである。

感情的な利用の要求は、さらに別の作用をも誘発しうるであろう。美学者は、解釈された美学的印象を強化するために別の芸術品を必要とする。別の源からの感情的思考の流入があまりに多くなりうると、それが歴史的内容を全く凌駕する程である。聖書の一節は教義上の思想の歴史的な出发点としての新しい意義付けを要求している。この様な結び付きは、多くの可能性をもった歴史的な説明の中から感情的価値判断という目的に最も適したものを優先することにより、さらに緊密になりうる。さらに、本来歴史的に獲得された内容が、その後その教義上の有用性の故に、権威やあるいは慣行によって疑念が取りのぞかれることもありうる。このことから、言葉は二重の意味をうるのである。歴史的研究は歴史的内容を後日にも探究することが出来る。しかし、それと並んで、実際に利用するためには第二の意味が存在する。我々は、歴史的な意義と現下の意義とを理論上は区別することが出来る。あらゆる教会の伝統の教義史は、数多くのこの様な意義の展開の事例を示している。ヴァント Wundt は倫理的な過程を説明するために、最近の法学文献の中で多く用いられている目的の多様な原理を提唱し

40 (75) た。感情的に重要な表示の解釈の分野にあっては、意義の多様な性、それがそれに対応する。この第二の理論的意味は既に我々を客観的解釈の領域へと導いているのである。

(75) Ethik I S. 274ff., II S. 52, 98ff.; Logik III S. 281, 396.

(河野)